

遊佐町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

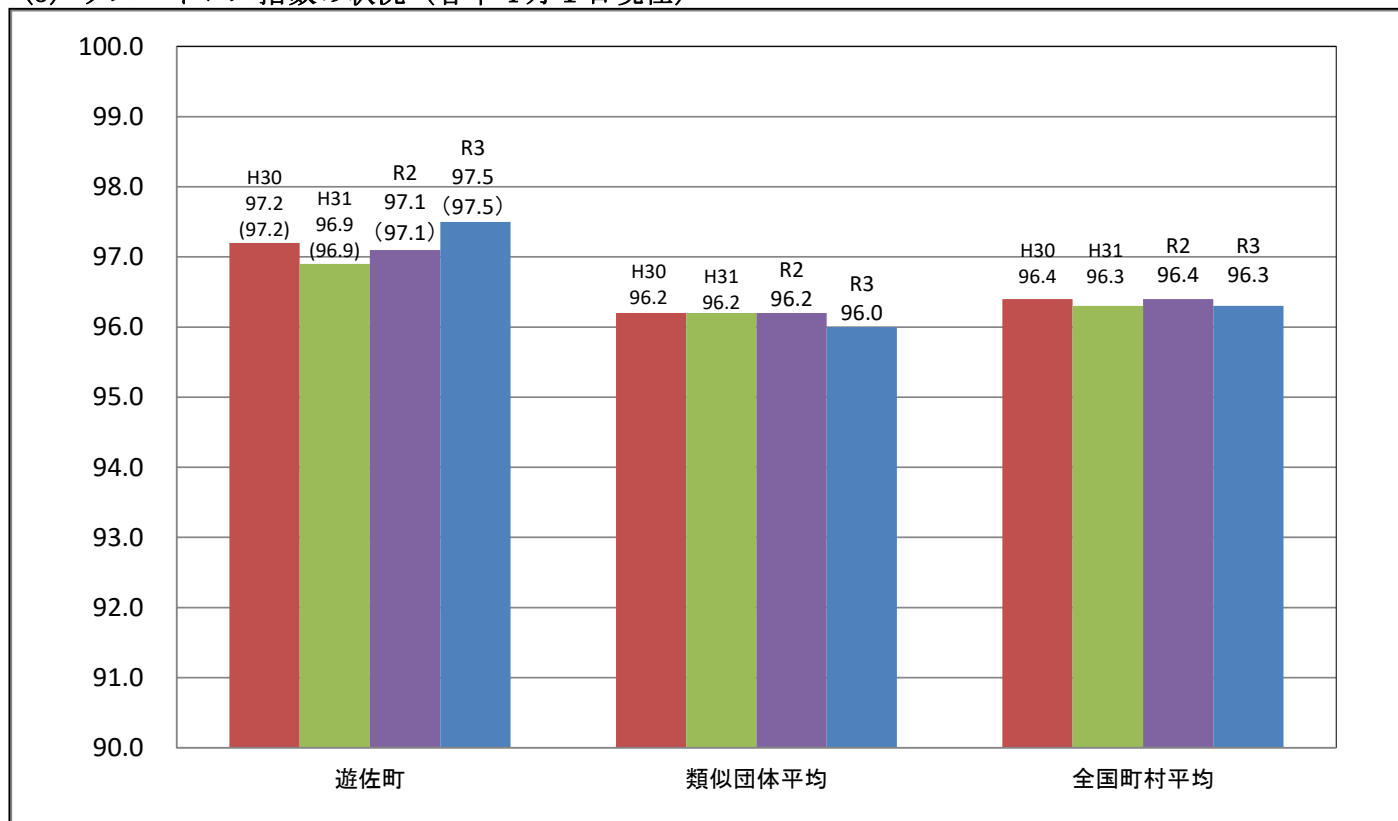
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
令和 2年度	人 13,396	千円 11,300,104	千円 518,753	千円 1,378,107	% 12.2	% 13.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
令和 2年度	人 133	千円 511,434	千円 57,111	千円 193,591	千円 762,136	千円 5,730	千円 5,406	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間業務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した数値。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

$$\text{（補正前のラスパイレス指数）} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率})$$
 により算出。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②及び3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため、該当なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し
 [実施 未実施]

(給料表の改定実施時期)平成31年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、県の給料表に準拠し、見直しを実施。
 技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
 期末手当の支給率を年間0.05月引下げ。

② 地域手当の見直し
 制度なし

③ その他の見直し内容

特になし。

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
遊佐町	40.1歳	304,200円	332,169円	319,578円
山形県	43.8歳	335,300円	418,400円	362,500円
国	43.0歳	325,827円	-	407,153円
類似団体	41.6歳	302,803円	352,918円	325,787円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
遊佐町	47.7歳	12人	334,100円	362,043円	352,950円	-	-	-	-
うち調理師	44.3歳	4人	323,500円	355,375円	346,225円	調理師	42.4歳	215,600円	1.65
うち用務員	50.4歳	5人	351,100円	379,580円	368,380円	用務員	50.3歳	235,200円	1.61
その他 (保育園調理師)	47.8歳	3人	320,000円	345,467円	336,167円	調理師	42.4歳	215,600円	1.60
山形県	52.3歳	461人	335,600円	373,700円	353,200円	-	-	-	-
国	50.9歳	2,201人	286,947円	328,603円	328,603円	-	-	-	-
類似団体	51.4歳	5人	289,923円	306,328円	298,440円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベースの（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
遊佐町	—	—	—
うち調理師	5,760,200円	2,883,200円	2.00
うち用務員	6,242,160円	3,186,100円	1.96
その他 (保育園調理師)	5,660,404円	2,883,200円	1.96

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30年度～令和2年度の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分		遊佐町	山形県	国
一般行政職	大学卒	185,100	185,100	182,200円
	高校卒	152,300	152,300	150,600円
技能労務職	高校卒	150,100	147,700	-円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和3年4月1日現在)

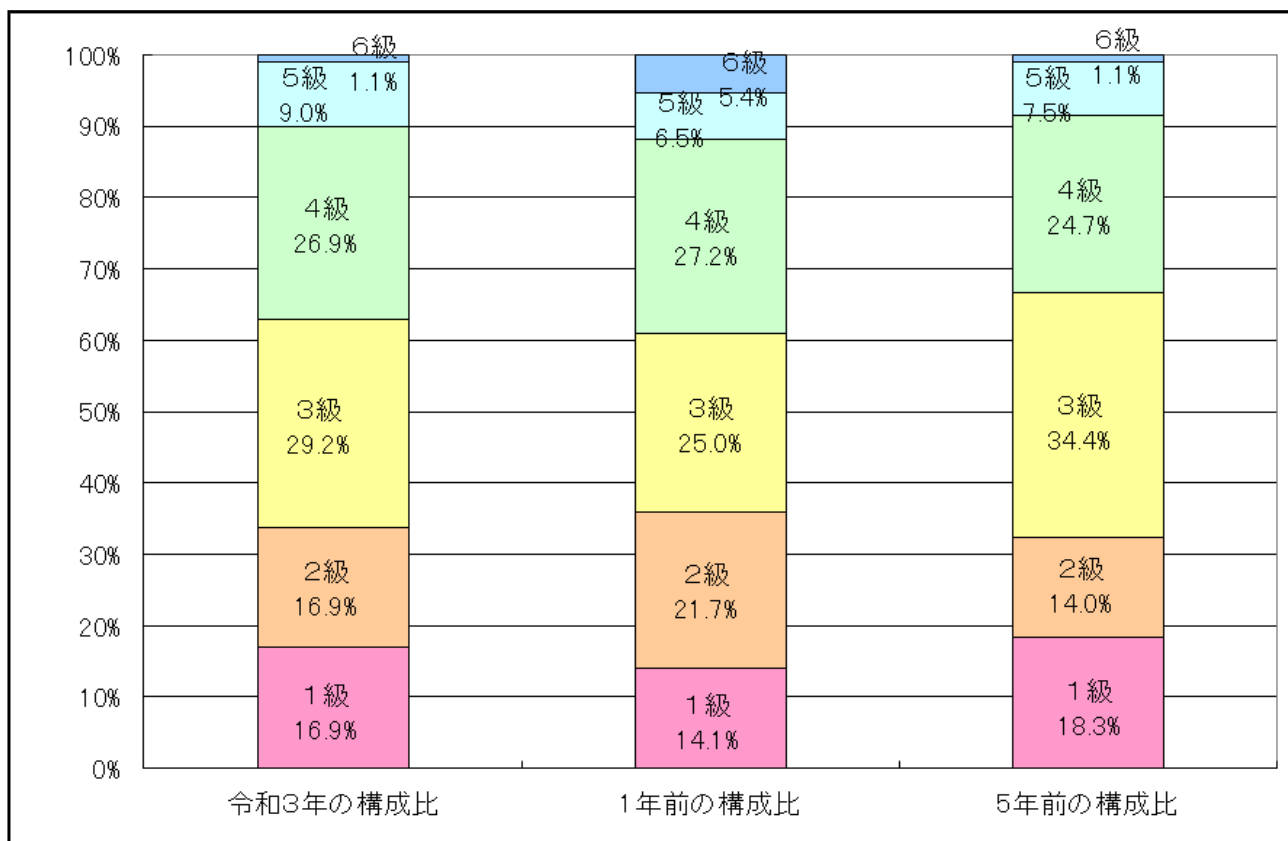
区分		経験年数10年～15年	経験年数20年～25年	経験年数25年～30年	経験年数30年～35年
一般行政職	大学卒	268,500円	352,300円	377,000円	394,200円
	高校卒	246,400円	326,000円	362,500円	377,600円
技能労務職	高校卒	-	304,700円	335,600円	355,400円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

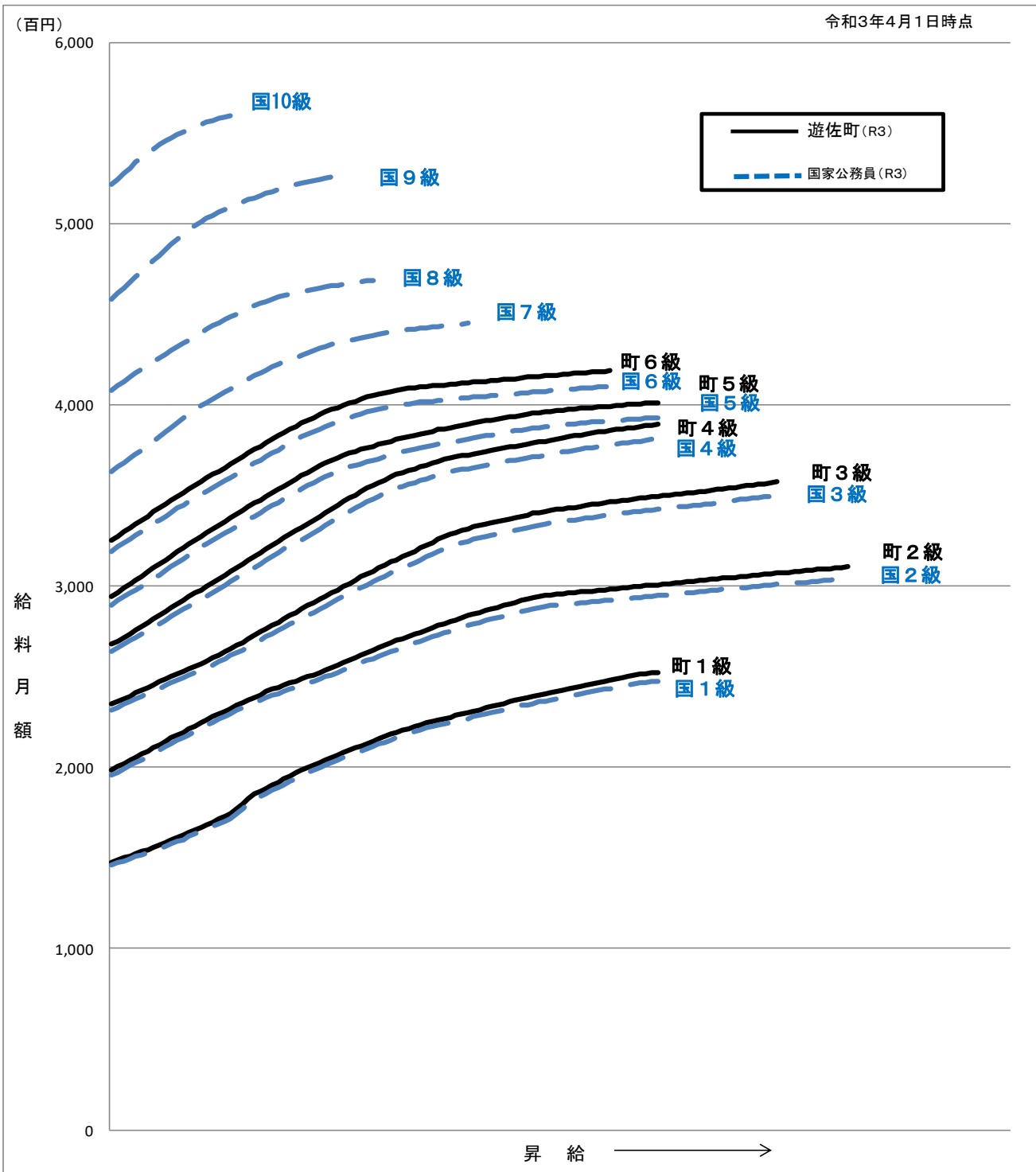
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補・技師	15	16.9%	147,700円	252,500円
2級	主事	15	16.9%	198,300円	310,500円
3級	係長・主査・主任	26	29.2%	234,700円	357,300円
4級	課長補佐・係長・主査	24	26.9%	267,800円	389,000円
5級	課長・課長補佐	8	9.0%	294,200円	401,200円
6級	課長	1	1.1%	325,200円	418,600円

(注) 1 遊佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)	○		○	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

遊佐町		山形県		国	
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,455 千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,670 千円		—	
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40)月分 (0.90)月分		(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40)月分 (0.90)月分		(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%~25%		(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和3年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
標準に加え、下位の成績率も適用					○
標準の成績率のみ適用(一律)			○		
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

遊佐町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度	47.7090 月分	47.70900 月分	最高限度	47.7090 月分	47.70900 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)加算			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~45%)加算		
1人当たり平均支給額	自己都合 1,098 千円	定年・勸奨 21,833 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

制度なし

(4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	16,472 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	119 千円
支給実績(令和元年度決算)	19,066 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	135 千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数であり、再任用を含む。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R2年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者 6,500円 ・扶養親族たる子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額)	同じ		14,491 千円	219,561円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・借家:家賃に応じた額(28,000円限度)	異なる	・支給対象となる家賃額の下限14,000円 ・家賃額25,000円以下/家賃額-14,000円 ・家賃25,000円を超え59,000円未満/(家賃額-25,000円)×1/2+11,000円 ・家賃59,000円/28,000円(上限額は国と同じ)	4,012 千円	222,889円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分に応じた定額(2,500円～19,200円)	異なる	【国の制度】 ・交通用具使用者の手当額(2,000円～24,500円)	8,256 千円	71,172円
管理職手当	管理職又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 6級管理職 33,100円 5級管理職 31,600円	異なる	【国の制度】 一種から五種の区分に応じて支給 46,300円～139,300円	3,520 千円	391,111円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当 ・1時間当たりの単価×100分の25×勤務時間数	同じ		— 千円	—
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当 ・基礎額(23,000円)+距離区分に応じた加算額(最高45,000円)	同じ		— 千円	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・1回につき4,000円(6時間を超える場合には6,000円)	異なる	【国の制度】 ・1回につき最高12,000円	— 千円	—
災害派遣手当	災害緊急対策又は災害復旧等のため、災害基本法により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数等に応じた定額(日額・最高4,000円)	—		— 千円	—
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために、設けられた手当 ・支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額	同じ		— 千円	—

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給料	町 長	713,000 円	(793,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	587,000 円		846,000 円 / 518,000 円	
報酬	議 長	308,000 円	(618,000 円)	680,000 円 / 479,000 円	
	副 議 長	253,000 円		354,000 円 / 247,000 円	
	議 員	230,000 円		306,000 円 / 193,000 円	
期末勤勉手当	町 副 町 長	(令和2年度支給割合)		3.075 月分	
	議 副 議 長 員	(令和2年度支給割合)		3.075 月分	
退職手当	町 副 町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	給料月額×56.7/100×在職月数 給料月額×33.1/100×在職月数		2,158 万円 982 万円	任期毎又は任期通算 任期毎又は任期通算

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

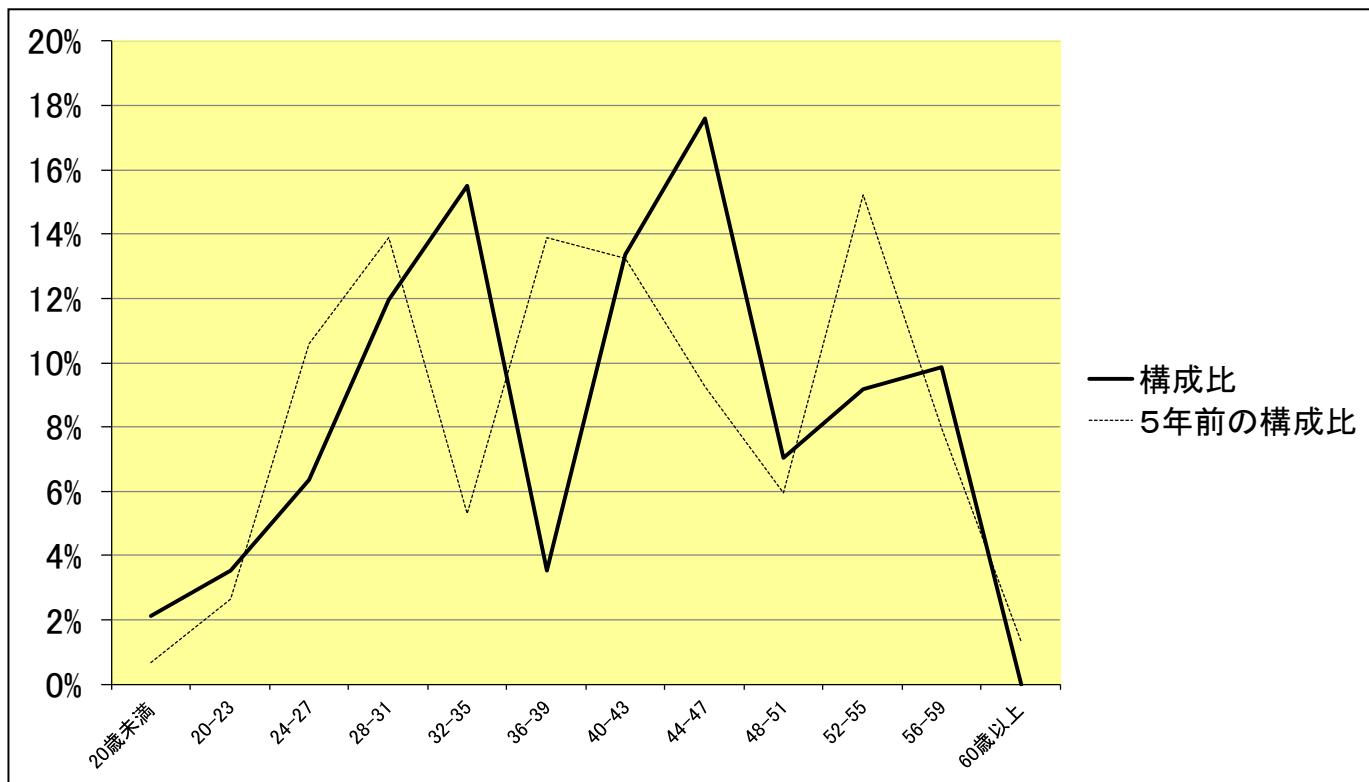
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	31	29	△ 2	係の統廃合による職員の減、退職者不補充
		税 務	10	10	0	
		農林水産	10	10	0	
		商 工	6	5	△ 1	派遣職員受け入れ(定員管理定数外)
		土 木	8	7	△ 1	退職者不補充
		民 生	29	30	1	管理栄養士の採用
		衛 生	13	13	13	
	計	109	106	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.13 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.44 人)	
	教育部門	24	22	△ 2	退職者不補充、短時間再任用職員への移行	
小 計	133	128	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.55 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.04 人)		
公営企業等	水 道	3	3	0		
	下水道	3	3	0		
	その他	8	8	0		
	小 計	14	14	0		
合 計		147 [181]	142 [181]	△ 5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.00 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	5人	9人	17人	22人	5人	19人	25人	10人	13人	14人	0人	142人

(3) 職員数の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	過去5年間の増減数(率)
一般行政	108	109	111	110	109	106	△ 2 (△1.85%)
教育	27	27	27	26	24	22	△ 5 (△18.52%)
普通会計計	135	135	138	136	133	128	△ 7 (△5.19%)
公営企業等会計計	16	16	15	14	14	14	△ 2 (△12.50%)
総合計	151	151	153	150	147	142	△ 9 (△5.96%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数